

「親亡き後の暮らしを考える勉強会」

親亡き後の不安をどうしたらいい？
成年後見の言葉は知っているけど、詳しくはわからない。
他に選択肢は？お金はどの程度かかるの？
まずは、知るところから始めてみませんか？



日時 令和6年1月21日(日)
14:00~16:00

(受付開始13:30~)

会場 長久手市福祉の家 2階 集会室

内容 家族信託・身元保証制度・成年後見制度・日常生活自立
支援事業について学びます。

講師 (1) 尾張東部権利擁護支援センターあすライツ

副センター長 當目真緒氏

(2) 長久手市社会福祉協議会 相談員 塚本悟詞氏

(3) 司法書士法人ファミリア

司法書士/家族信託専門士 國枝哲哉氏

(4) 認定NPO法人きずなの会 相談員 中村元哉氏

対象 どなたでも

参加無料

定員 100名程度

申込方法：QRコード・メール・電話・FAXにて受付

FAXの場合は、裏面の参加申込書をご利用ください。

申込み・問合せ先：長久手市社会福祉協議会障がい者相談支援センター（事務局）

電話 0561-64-2333

FAX 0561-64-2337

メール nagakute-shakyo-sho-gai@hm.aitai.ne.jp



申し込みはこちら↑

主催：長久手市障がい者自立支援協議会

協力：豊田信用金庫杵ヶ池支店

会場案内

- 地下鉄東山線「藤が丘駅」から名鉄バス5番乗り場で「瀬戸駅前（岩作経由）・菱野団地・長久手福祉の家行き」に乗り、「長久手福祉の家」下車
- 地下鉄東山線「藤が丘駅」からリニモに乗り、「公園西駅」下車 徒歩 20分
- N-バス（長久手コミュニティバス福祉の家線・三ヶ峯線・北部線・東部線「福祉の家」下車



参加申込書

申込先：長久手市社会福祉協議会障がい者相談支援センター

FAX：0561-64-2337

メール：nagakute-shakyo-sho-gai@hm.aitai.ne.jp

氏名(代表者)		所属先	
申込人数		連絡先	
備考			

※締め切り 令和6年1月14日(日)

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

※定員を超えて参加いただけない場合のみ、ご連絡いたします。

※午前7時現在愛知県内のいずれかの地域に「暴風警報」または「特別警報」が発令されている時や自然災害などにより公共交通機関が計画運休するときは中止します。

※個人情報につきましては当事業のみに使用させていただきます。

資産の認知症対策していますか？

認知症による資産凍結で困らないための

家族信託セミナー

2024年

1月24日(水)

14:00-15:30 13:30 開場

個別相談 15:30-16:00

※事前の予約が必要です

知立市商工会 2階 第1研修室
(知立市 鳥居1丁目15番地1)

預金口座から
お金が下せない!

相続対策が
できない!?

自宅が売却
できなくなる?

参加
無料

定員30名

セミナー内容は一般的な内容であり、当金庫の
取り扱いとは異なる場合があります。

お電話・インターネット・FAXのいずれかの方法で1/17(水)までにお申し込みください

お電話でのお申し込み・お問合せ

碧海信用金庫 個人営業部

担当：石丸・加藤

☎0120-404-181

インターネットからのお申し込み

右の二次元コードを読み取って
入力フォームよりお申し込みくだ
さい。



FAXでのお申し込み



0566-77-3122

以下の枠内に必要事項をご記入の上、FAXにてご送信ください。

参加 申込書	【お名前】(ふりがな)	【電話番号】
	【ご住所】	
	【メールアドレス】	【参加人数】
	【無料個別相談】	希望する ・ 希望しない

ご記入いただいた情報は主催者において適切に管理し、本セミナーの運営管理および主催者の取扱商品・サービスのご案内等に
利用させていただく以外の目的には使用いたしません。

主催



碧海信用金庫

共催

知立市商工会 / 司法書士法人ファミリア

家族信託による認知症対策

もしも認知症などで判断能力がなくなったら、資産が凍結されたり、ご家族以外の専門家に資産を管理されることになってしまうかもしれません。
それを防ぐために「家族信託」のできる対策を司法書士が丁寧に説明させていただきます。

認知症になると取引が制限される資産

① 預貯金 普通預金引き出し
定期預金解約

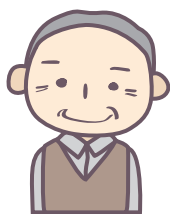
② 不動産 リフォーム
売却・契約など

もし親が認知症になったら、たとえ子どもでも「親のお金を引き出すこと」も介護費用に充てるために「親の自宅を貸したり売ったりすること」もできなくなり、親はもちろん、子どもも困ってしまいます。

家族信託のしくみ

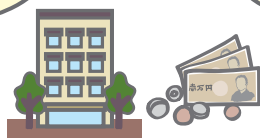
現金や不動産などの管理を信頼できるご家族に託すよう、事前に家族信託契約を結ぶことで、万が一、認知症になって判断能力が失われたとしても、資産が凍結されることなく、任されたご家族が引きつづき財産の管理を行うことができます。

信じて託します。
私のために管理
してください



託す人(父)

委託者



現金・不動産

信託契約

父の代わりに私が
現金や不動産を
管理します!



任される人(子)

受託者



収益など

家賃や売却代金
の収益は私が
受け取ります!



託す人(父)

受益者

セミナー内容は一般的な内容であり、当金庫の取り扱いとは異なる場合があります。

講師紹介



司法書士法人ファミリア
司法書士／家族信託専門士／民事信託士／相続鑑定士

國枝 哲哉氏

相続業務の専門家として年間相談件数300件以上、豊富な実績をもとに、お客様の心配事に寄り添いながら資産全体を守り、ご希望に叶った承継をするための提案を行っている。

できるかぎり専門用語を使わない、わかりやすい解説に定評があり、大手ハウスメーカーや不動産会社、金融機関などからの依頼による講演も多い。

NHKで
話題!

「クローズアップ現代」 「あさイチ」
「ニュースウォッチ9」でも特集されました

認知症による資産凍結で 困らないための 家族信託セミナー

預金が凍結されて
お金が下ろせない!

相続対策が
できない!?

自宅が売却
できなくなる?

講師 司法書士が分かりやすくお話しさせていただきます!

司法書士法人ファミリア 司法書士/家族信託専門士 國枝 哲哉氏

丁寧な視点で顧客の心配事に寄り添い、相談以上の包括的な提案を通じて顧客の財産全体を守る手法は絶大な信頼を掴んでおり、これまでに数多くの相談業務に携わる。できる限り専門用語を使わない、わかりやすい解説には定評があり、自社主催だけでなく大手ハウスメーカーや不動産会社、金融機関から社内勉強会・顧客向けイベントなどの家族信託セミナー講師の依頼も多い。



1月28日[日]

13:30~15:00

個別相談(要予約) 15:00~15:30

参加費無料 定員30名

場所

〒470-0833
豊田市山之手4-90
山之手自治区区民会館 2F

お申込み・お問合せ

申込開始:12/20(水)~ お電話または区民会館にある申込用紙にご記入ください

山之手自治区区民会館 TEL: 0565-27-7594

新型コロナウイルス感染症対策のため参加者の皆さまには手指消毒・マスクの着用のご協力をお願いいたします。
また感染状況によっては延期や中止をする場合もございますのでご了承ください。

※参加人数に限りがありますので申込多数の場合は抽選とさせていただきます。